

人事委員会制度の概要

1 設置

(1) 人事委員会

- ・ 都道府県及び指定都市は必置（地公法第7条第1項）
- ・ 人口15万以上の市及び特別区は、人事委員会又は公平委員会を選択設置（地公法第7条第2項）

→ 規模が大きい地方公共団体に設置され、幅広い権限が与えられている。

（参考）人事委員会を置く地方公共団体：計68団体（H21.4.1現在）

- 都道府県（47団体）
- 政令指定都市（18団体）
- 特別区（1団体：一部事務組合で処理）
- 和歌山市及び熊本市

2 人事委員会の権限：専門的性格と中立的地位を形成

① 準司法的権限：任命権者と職員との間の紛争を裁定

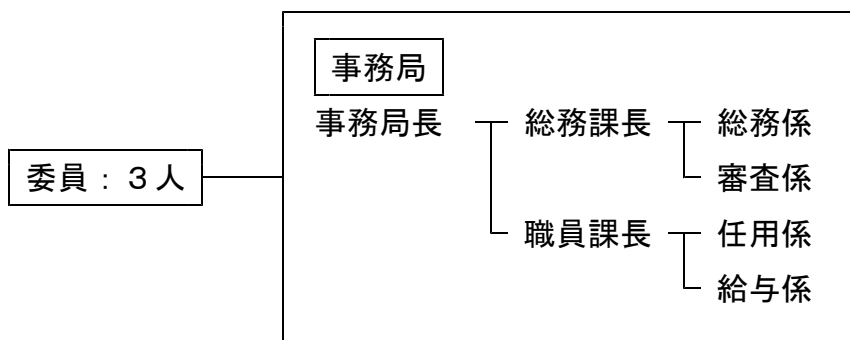
（勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分不服申立ての審査 など）

② 準立法的権限：人事委員会規則を制定

（各種内部手続の規則、初任給や昇格・昇給の基準に関する規則 など）

③ 行政権限：給与勧告や条例制定・改廃への意見申出、競争試験・選考の実施 など

3 人事委員会の組織（イメージ）



① 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任（地公法第9条第2項）

② 事務局の規模：東京都63名、特別区40名だが、平均的には20名弱の規模

（※H20.8.1現在）

（※H20.4.1現在）

4 人事委員会と人事院の関係

例：人事院の民間給与実態調査（人事院勧告時の官民比較データ）

⇒ 各都道府県等の人事委員会との共同調査となっている

（法的には委託・受託や指揮命令の関係はない。）

⇒ 調査対象の11,037事業所（平成20年）のうち、人事委員会が調査を担当しているのは全体の約8割程度。

